

最高裁が火災保険の支払請求の訴えを「受理しなかった」のは、明らかにミスであった。

しかしこの最高裁のミスを訴える「国家賠償」裁判を裁くのは、最高裁の管轄する下級裁判所(岐阜地裁・名古屋高裁)である。

社長のミスを社員が訴えても、「部長」「取締役」が「それは社長が間違っていました」とは言えないのと同様、下の裁判所が「これは最高裁のミスでした」と裁けるはずがない。

結局最後は、最高裁判所が裁くのである。この手続きはおかしい。

最高裁のミスは、最

高裁から拘束されない「独立した組織」が判断すべきである。

◇

国賠裁判での国(最高裁)の言い訳は、あくまであなたの訴えは「総合判断」の結果、受理しなかっただけで、

社長のミスを社員が訴えても、「部長」「取締役」が「それは社長が間違っていました」とは言えないのと同様、下の裁判所が「これは最高裁のミスでした」と裁けるはずがない。

国側には、裁判官はじめ法務省の役人など六名が国の代理人についているのに、「総合判断」「総合判断の結果」としか答えられない。

きょうび、どこの裁

弁護士日記

社長のミスを 下の者は裁けない

美和 勇夫

判断所で裁判を受けても「総合判断の結果あなたが敗訴です」などという全く理由の書かれた判決はない。

◇

「総合判断の結果あなたは死刑です」という判決と同じである。

これしかしかじかの理由で、あなたの訴えは認めることができませんという説明が、最高裁ともあろうところがないのである。できないければ「ある。できないければ」あ

近時の国家賠償裁判で、警察、検察庁、県、市などの責任は、かなり認めるようになってきたが、裁判官の責任は認めないのである。

警察の不当捜査が違法なら、裁判所の「不

第一審判決をした下級裁判所(岐阜地裁)は、「最高裁が受理をしなかったのは、その権限を乱用した」とまでは言えない」という屁理屈をつけてトップを守った。

◇

この国家賠償一審判決が、「判例時報」に掲載されたところ、私の訴えに賛同した神戸の女性弁護士が、取材に多治見まで出向きたいと言ってきた。

後世の歴史家は、この裁判の不条理を必ずや指摘するであろうが、それを待つまでもなく女性(弁護士)のサムライが西方より現れたことは、大変心強いことである。

「当有罪判決」も違法と言わねばならないのに、裁判官の裁判の違法(責任)は認めない。

まして最高裁の違法(ミス)など認めるはずもない。